

## 第4章 県の施策展開の方向性

県内の人口減少が想定を上回るペースで進んでいるほか、いわゆる「2024年問題」などからも、建設産業を取り巻く環境は、さらに厳しさを増しています。

このため、建設産業が「人材への投資」を柱に成長し、若者や女性をはじめとした、多様な人材にとって将来の夢や希望が持てる、新しい時代に選ばれる魅力あふれる産業となることを目指して、働き方改革等の処遇改善による担い手確保・育成対策の更なる強化を図るとともに、建設生産プロセスにおけるDXの推進などによる生産性の向上、地域に貢献する優良な建設業者の持続的な発展に向けた取組を一層深化させていきます。

### 『 施策展開の基本方針 』

～「人材への投資」を柱に成長し、選ばれる産業へと発展～

#### ◀ 施策展開の方向性 ▶

##### ◇ 将来の建設産業を担う優れた人材の確保・育成

県民の安全・安心や地域の経済・雇用を支え、災害時には最前線で応急復旧作業を行うなど、地域社会の維持に必要不可欠な役割を担っている建設産業の将来にわたる担い手の確保のため、建設産業の魅力発信・担い手の育成等による若手・中堅世代の入職・定着促進と多様な担い手の確保に取り組めます。

##### ◇ 働き方改革と生産性の向上等による魅力ある産業の実現

産業間の人材確保競争がより厳しさを増していく中、優秀な人材に建設産業を選択してもらうためには、あらゆる観点で他産業よりも魅力的な仕事の間を提供していく必要があることから、長時間労働の是正や週休2日の確保など、建設産業における就労環境の改善を図り、新たな担い手を呼び込むための働き方改革を促進するとともに、建設生産プロセスにおけるDXの推進などによる生産性の向上を図り、限られた人的資源の有効活用と新3K（給与が良い、休暇が取れる、希望が持てる）の魅力ある職場の実現を積極的に推進します。

##### ◇ 地域の守り手として県民の安全・安心を支える地域づくりへの貢献

地域インフラの整備・維持管理や災害対応など、「地域の守り手」である建設産業を将来にわたって維持し、地域に貢献する優良な建設業者が持続的に発展し、存続していけるよう取り組めます。

## 1 将来の建設産業を担う優れた人材の確保・育成

### (1) 担い手の確保

#### ① 建設産業の魅力発信

建設産業に対する3Kというイメージを払拭する新3Kの取組を推進し、建設現場で働く人々の「誇り・魅力・やりがい」を伝えていくためには、県民に対する幅広いPR活動が欠かせません。

このため、愛媛県建設産業団体連合会と共同で建設産業の役割や魅力を発信する「ひめ建新聞」及び動画を作成し、学校を通じて県内中学生を中心に配布・配信を行うほか、県内最大級の産業の祭典である「すごいもの博」へ小中学生向けの職業体験ブースを同連合会と共同出展するなど、より多くの若年者等に対してイメージアップと入職意欲の喚起を図る取組を実施しています。

また、個々の建設業者の自主的な取組を促進するため、建設工事入札参加資格審査では、「えひめジョブチャレンジU-15事業」やインターンシップの受入・出前講座の実施など、担い手確保に積極的に取り組む事業者への加点措置を講じています。

今後も、更に幅広い年代に建設産業への関心を高めてもらうためには、業界の役割や魅力を周知し、イメージアップを図っていく必要があります。そのため、SNSなども活用した、県民に分かりやすい形でデジタルとリアルを融合したプロモーションを積極的に展開するほか、魅力向上に取り組む建設業者への支援なども検討します。

#### ② 建設産業の採用活動と就職促進

高齢者の大量離職を目前に控え、大規模災害への対応など、地域の安全・安心を支える建設産業の担い手の確保が急務となっていることから、令和2年度より、建設業者を対象とした新規入職者確保のための求人活動等への取組に対する経費助成（「地域の守り手力強化事業」）を行っています。

また、本県建設産業の実態把握のために実施したアンケート調査においても、採用活動や企業PRに対する支援へのニーズが比較的高かったことなどから、引き続き建設業者の採用活動等に対する取組を支援していきます。

### (2) 担い手の育成

建設産業は入職者の減少だけでなく、入職後3年以内の離職率も高いことから、建設業従事者の定着率向上のための支援や取組が必要となっています。

このため、県内の若手技術者の資格取得を支援することにより、技術者の育成と県内建設業者への定着を図ることを目的に、平成27年度から愛媛県土木施工管理技士会が実施する土木施工管理技術検定試験受験準備講習会の受講料に対する経費助成（「担い手育成事業」）を行っています。

この事業により、当講習会の受講者及び技術検定試験合格者数が増加しているほか、アンケート調査においても、資格取得支援へのニーズが高かったことなどから、引き続き資格取得に対する支援を実施していきます。

また、令和3年4月から、技術検定制度の見直しにより学科試験合格者に「技士補」の称号が付与されたほか、令和5年からは受検要件が緩和されています。

これらの改正により、資格取得への意識醸成やモチベーションの向上が図られ、中

長期的な担い手の確保・育成等につながることを期待できるため、引き続き、関係団体等からの意見も聞きながら、より幅広い資格に対する取得支援を行うことなども検討します。

### (3) 関係機関との連携等による取組

県の関係部局においては、経済労働部で、愛媛県職業能力開発協会と連携して、指導力のある熟練技能者をマイスターとして認定・顕彰することにより、建設産業などにおける技能・技術の魅力や大切さを広く県民に知ってもらう取組を実施しているほか、産業技術専門校において職業訓練を実施するとともに、建設関係職種の技能検定受検指導を通じ、若手技能者の育成を支援しています。

教育委員会においては、工業科設置校で、地域企業の技術者等を講師とした「匠の技教室」や、最先端技術等に触れる体験型企業研修、インターンシップ、デュアルシステム、優れた技術力を有する企業への教職員の訪問など、企業とのマッチングに向けた様々な取組を行い、地域産業を担うことのできる工業技術者の育成を図っています。

また、土木部、経済労働部、教育委員会においては、県内の建設関係団体、行政機関、教育・職業訓練機関等の関係者で組織する「愛媛県建設労働者人材確保等支援事業推進委員会」の構成員として参画しており、インターンシップや新規入職者への研修など、県内の建設労働者の確保・育成に取り組んでいます。

このほか、土木部では、令和4年度に愛媛大学防災情報研究センターが設立した「えひめ建設技術防災連携研究会（CTB-ehime）」に主催者の一員として参画しており、建設分野の官民学の連携・共創による建設技術を基盤とする地域の災害対応力向上に努めているところです。

さらに、県内市町、地元建設コンサルタント・建設業者等と連携し、「愛媛で働きませんか」をコンセプトに県内に就職する土木技術者の確保を目的として、令和3年1月に「えひめ建設業担い手確保協議会」を設立し、大卒者（U・Iターンを含む）等をメインターゲットとして、情報発信やインターンシップの実施など、採用する側・される側の双方に有益な場を提供できる取組を進めることとしています。

建設産業の担い手確保・育成対策を実施するためには、建設関係団体、行政機関、教育・職業訓練機関等の関係機関が一体となった取組が必要なことから、今後とも、これらの関係機関等との連携を図るとともに、建設業者の意識改革にも努めるなど、県内の担い手不足の実情に応じた施策を展開していきます。

### (4) 女性の活躍推進

人口減少が進む中においては、女性の潜在労働力の活用が不可欠であるとともに、建設産業においても、女性の生活に根差した発想や危機管理能力等が求められてきていることから、女性が働きやすい環境の整備を促進していく必要があります。

国土交通省においては、令和2年1月に、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、就業継続を実現することを目的としつつ、「働きつづけられるための環境整備」を中心とした「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定したところです。

県では、女性や若年者の入職者増加による担い手の確保を促進するため、建設工事の入札参加資格審査において、若年者及び女性の雇用や子育て支援企業に係る加点点評価を行っているほか、愛媛県建設産業団体連合会と共同で建設産業の役割や魅力を発信する「ひめ建新聞」及び動画を作成するなどのイメージアップ等の取組も行っています。

しかし、中小企業が大半を占める県内建設業では、設備面や待遇面など環境整備が難しいといった実情もあり、働きやすい職場環境の確保が課題となっています。

女性が働きやすい職場環境の確保は、女性のためだけではなく男性も含めた業界全体の働きやすさにつながるため、県発注工事において男女ともに快適に使用できる仮設トイレの利用を拡大するなど、工事現場の労働環境の改善に取り組んでいきます。

さらに県では、今後も男女共同参画社会の実現を目指す愛媛県男女共同参画計画の理念、国の動向や他県の状況、また、県内建設業者の実情等を踏まえながら、建設産業における女性を含めた多様な人材の活躍に向けた施策を積極的に推進していきます。

## **(5) 外国人材の活用**

担い手不足が深刻化している建設産業において、外国人材は、人材確保の選択肢の一つになります。

現在、外国人材の受入れでは、主に「技能実習制度」のほか、一定の知識と技能を備えた者を対象とする「特定技能制度」が活用されています。

しかし、国においては、従来の技能実習制度に代わる人材確保・育成を目的とした新制度（育成就労：仮称）の創設や、高度な知識と技術を備えた、いわゆる「高度外国人材」の活用促進施策も検討しているところです。

県内建設産業における外国人労働者の受入れについては増加傾向にあり、在留資格別にみると、そのほとんどが技能実習生となっています。国内の人口減少に伴う労働力不足などを背景に、今後、外国人材の更なる活躍が期待されることから、国や他県、業界団体等の動向を注視し、円滑な受入れや職場定着に向けた施策を検討していくこととします。

## **(6) 円滑な事業承継**

経営者の高齢化が進み、近い将来に後継者不足による廃業の増加が懸念される中、事業承継が円滑に実施される環境整備が必要とされていることから、国においては、令和2年10月から施行された改正建設業法において、合併や事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に建設業許可を承継できる仕組みを構築しました。

また、県では、事業承継税制・金融支援の認定や事業承継支援事業費補助金の交付のほか、（公財）えひめ産業振興財団が国から委託を受けて設置している「愛媛県事業承継・引継ぎ支援センター」や県内支援機関と連携し、円滑な事業承継を支援しています。

今後、施工能力のある中小建設企業が廃業する可能性がある中、これらの企業が有する技術力や人材を地域で有効に活用することにより、「地域の守り手」である建設業者の維持・確保を図っていくことが重要となることから、土木部に設置した建設

産業再生支援インフォメーションセンターの相談窓口の活用をはじめ、関係機関と連携のうえ、個々の企業や地域の実情等に応じた円滑な事業承継への支援を検討していくこととします。

## 2 働き方改革と生産性の向上等による魅力ある産業の実現

### (1) 建設業従事者の処遇改善と多様な働き方への対応

県では、建設産業における就労環境を改善することにより、担い手の確保を図るため、県発注工事においては、設計労務単価の引き上げ、入札参加資格や総合評価落札方式における若手技術者配置等への加点のほか、社会保険未加入業者の入札からの排除など、就労環境の改善を促進する取組を引き続き実施していきます。

また、令和6年4月からの建設業における時間外労働の罰則付き上限規制の適用について、愛媛労働局や関係機関、業界団体等とも連携し、改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や理解の促進に努めています。

なお、日中の現場稼働後の事務作業で長時間労働になりがちな技術者（現場監督）の負担を軽減するため、書類作成業務に特化した建設ディレクターなどによる分業化の推進も検討していきます。

また、それらの労働時間の削減とあわせて、後述するDXの推進などを通して作業の省力化・効率化を支援することで、年齢、性別、国籍にとらわれない多様な人材が多様な働き方で活躍できる環境づくりを図っていきます。

このほか、「建設職人基本法」の理念を踏まえ、関係機関と連携し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に向けた各種施策の実施に努めています。

### (2) 適正な工期設定

働き方改革の推進等を目的とする新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、請負契約において、適正な工期を設定する必要があります。

このため、県発注工事においては、週休2日の確保や早期発注、余裕工期の設定などに引き続き取り組みます。また、他の公共工事発注機関とも連携を図りながら、これらの取組の導入を働きかけるとともに、従来のような長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約が締結された場合は、発注者に対して適切に勧告を行うなど、適正な工期設定に向け、より一層の取組強化に努めています。

### (3) 施工時期の平準化

公共工事は、予算成立後に入札契約手続きを行うことが一般的であり、第1四半期は工事量が減少し、年度末に工期末が集中する傾向にあります。

このような工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量を平準化させることは、建設業者の経営の健全化や労働者の処遇改善などの効果のほか、担い手不足等による入札不調等の解消も期待できます。

このため、国の翌債制度を積極的に活用した適正な工期設定や、年度の区切りにとられることのない入札・公告を行うなど、4月、5月の端境期の切れ目のない工事量確保に努めているほか、契約工期に建設資材や労働者の確保等の準備のための期

間を加える余裕工期の設定などを実施しているところです。

また、令和4年度及び5年度は、国の経済対策に係る大型補正予算の成立を受け、県においても12月補正予算を編成することで、工事の早期発注及び工期の確保を図っています。

なお、債務負担行為（ゼロ県債）の活用については、平成29年度に設定していましたが、繰越額縮減を優先したことなどにより、それ以降は設定を見送っています。今後は、事業の執行状況に配慮しながら再度のゼロ県債の実施を検討していきます。

さらに、事業効果の早期発現はもとより、県内景気や雇用の下支えなど地域経済活性化への役割も期待されていることから、早期発注に努めているところであり、他の公共工事発注機関とも連携を図りながら、これらの取組が一層進展するための働きかけを行うなど、引き続き、施工時期の平準化に努め、計画的な発注を実施していくこととしています。

#### **（４）適切な積算による適正利潤の確保**

公共工事を施工する建設業者が、建設業従事者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮とともに、適正な利潤の確保を可能とするためには、発注者が予定価格を適正に定めることが不可欠になります。

このため、県では、近年の物価高騰等を踏まえ、予定価格の設定に当たって、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等をきめ細かく反映した積算及び適切な予定価格の設定に努めるとともに、契約後の物価変動や施工条件の変化等にも適切に対応していくこととしています。

#### **（５）建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進**

CCUSは、若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じた給与を引き上げるなど、建設業の将来にわたる担い手の確保に資する新しい制度インフラとして、平成31年4月から本格運用が開始されました。

県としても、令和3年度に「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を策定し、目標基準の達成状況に応じて工事成績評定で加点するなど、CCUSの普及促進に努めてきたところです。

しかし、アンケート調査の結果では、前回調査に比べ登録率は上昇したものの、メリットが感じられないなどの理由から登録予定がないと回答した企業も一定数おり、まだ県内全体にまでは浸透していない状況がうかがえます。

このため、県では、CCUSの内容や期待される効果などについて、関係機関とも連携し、説明会を開催するなど、今後も引き続き業界団体等を含め個々の企業の十分な理解促進を図っていきます。

さらに、CCUSが業界共通の制度インフラとして普及・浸透していくためには、元請事業者による個々の工事での現場登録及びカードリーダー設置等がなされ、技能労働者による日々のカードタッチが確実に進展することが必要であることから、国や他県の動向、業界団体の意見や県内におけるCCUSの普及状況を慎重に見極めつつ、登録の促進に努めていきます。

## **(6) ICT等を活用したDXの推進**

県では、建設業者自らが行うICT施工推進への取組に対し、必要な資金の一部を助成し、3D測量機器やソフト、マシンコントロールシステム等の導入支援（「地域の守り手力強化事業」）を行っているところであり、引き続き、建設業者の生産性向上に向けた積極的な取組に対する支援に努めていきます。

また、工事現場におけるICT等の活用は、省力化・生産性向上だけでなく、重機回りの丁張り作業や法面測量等の危険を伴う作業の減少も見込まれることから、県下全域への普及促進を図るため、現場見学会や各種講習会等を実施するほか、ウェアラブルカメラを使用した遠隔臨場による監督業務の効率化・移動時間の削減等への取組も進めていきます。

なお、県発注工事においては、令和5年7月より、提出書類の削減、情報の共有化による業務の効率化を図るため、受発注者間で行う情報交換の手段として情報共有システム（ASP）の試行も開始しています。

このほか、構築物の形状や構造を3Dモデルで可視化し、関係者間で円滑に情報共有することができる「BIM/CIM」の活用に取り組むとともに、災害発生時に被災現場の情報を速やかに共有できるデジタル技術も活用していきます。

さらに、施工だけでなく、その後のメンテナンスでもDXを推進するため、河川堤防除草作業の省力化に向けたリモコン除草機の導入なども行っており、引き続き、建設生産プロセス全体の効率化への取組も進めていきます。

## **(7) 施工等の効率化に向けた取組**

県では、施工等の効率化を図るため、前述のDXの推進に加えて、県工事における工事関係書類の簡素化・効率化などの取組も進めていきます。

具体的には、土木工事共通仕様書等の適宜見直し、建設業者との的確かつ迅速な情報共有の徹底に向けた三者会議やワンデーレスポンスの適切な実施のほか、受注者が県の監督員から求められた書類の妥当性等について中立的な立場で受発注者双方の意見を調整する相談員の設置などに引き続き取り組んでいきます。

## **(8) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進**

平成29年3月に施行された「建設職人基本法」では、同法に基づく県計画の策定が努力義務とされていますが、国は、当該計画を策定しない場合であっても、県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば、法律に則った対応であるとしています。このため県では、建設工事の現場における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する施策として、法第10条から14条に掲げられた以下の取組を実施していきます。

### **①建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等（第10条）**

県では、本章2（2）「適正な工期設定」、（3）「施工時期の平準化」及び（4）「適切な積算による適正利潤の確保」に掲げる取組を実施していきます。

また、建設業法上、通常必要と認められる原価に含まれる「安全衛生経費」についても、必要性や重要性についての理解促進に向け、立入検査等を通じて法令遵守の徹底を図っていきます。

## ②責任体制の明確化（第 11 条）

県では、後述する本章 3（2）②「適正な元請・下請関係の構築」に取り組みます。

## ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（第 12 条）

### ア 建設業者間の連携の促進

県では、労働安全衛生法等に基づく元請負人による統括安全衛生管理を徹底するため、愛媛労働局との連携による建設事業ノーダン運動や合同パトロール、建設工事関係者連絡会議等を通して、必要な指導・助言を行っていきます。

### イ 一人親方等の安全及び健康の確保

県では、元請負人による一人親方等の安全及び健康の確保を図るため、国が行う安全衛生に関する知識習得等の支援について、関係団体・行政機関等と連携し、周知を図っていきます。

### ウ 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方は、本来の労災保険の対象とならないため、加入を希望する場合は、特別加入者として任意加入する必要があります。

このため、県では、関係行政機関等と連携し、元請負人等に対して、一人親方と請負契約を結ぶ場合においては、一人親方が労災保険の特別加入をするよう助言していくよう努めます。

## ④建設工事の現場の安全性の点検等（第 13 条）

県では、建設事業ノーダン運動、合同パトロール、建設工事関係者連絡会議等、愛媛労働局と連携した取組を通して、建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会の取組を支援していきます。

また、本章 2（6）「ICT等を活用したDXの推進」及び（7）「施工等の効率化に向けた取組」に掲げる取組を実施していきます。

## ⑤建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発（第 14 条）

県では、建設事業ノーダン運動、合同パトロール、建設工事関係者連絡会議等、愛媛労働局と連携した取組を通して、建設工事従事者の安全衛生教育の促進を図ります。

また、愛媛労働局が開催する建設工事関係者連絡会議や労働災害防止会議への参画による関係団体・行政機関等との情報共有等を行うとともに、「建設雇用改善優良事業所知事表彰」を通して、関係者の意識を高め、建設工事従事者の地位向上にもつなげていきます。

## （9）産学官連携による専門人材の育成

第 3 章 2（5）で掲げる専門人材の育成について、地域の建設産業を通じた地方創生の視点を踏まえて、建設産業、大学及び行政の産学官連携により、取組を検討し、可能なものから実施していきます。

### 3 地域の守り手として県民の安全・安心を支える地域づくりへの貢献

#### (1) 地域力の強化

##### ① 地域に貢献する建設業者が存続できる環境整備

建設産業が将来にわたって地域の守り手としての役割を果たしていくためには、言うまでもなく、地域に貢献する建設業者の持続的な存続が不可欠です。

このため、災害対応のための重機保有やボランティア、業界イメージアップなどに取り組んでいる地域の建設業者が、価格競争上不利な状況となり、経営を圧迫するような事態を招くことがないように、県が実施している建設工事入札参加資格審査申請に係る等級別格付けや総合評価落札方式の評価項目においても、地域貢献活動等に対する加点評価を行っているところです。

入札・契約制度については、透明性の確保と公平・公正な競争の促進を図りつつ、その時々建設業を取り巻く情勢等を踏まえ、工事の品質が確保されることを前提に、地元の受注機会の確保にも配慮しながら、これまで制度改善に努めてきたところです。そのうえで、一層の公平性や透明性の確保と競争性の向上や災害対応可能な建設業者の確保・減少防止を図るため、令和3年度には、業者数に応じた格付け等級区分の見直し、大規模工事における県下全域での競争の促進、災害復旧工事における指名競争入札の対象拡大、直近上位等級の対象工事に入札参加できるチャレンジ枠の設定など入札・契約制度の抜本的改革を行いました。今後とも、地域に貢献する建設業者が活躍していくために、必要な入札・契約制度の改善等の環境整備に努めていきます。

##### ② 建設産業再生支援インフォメーションセンターの運営

県では、建設業者からの経営に関する相談、活用可能な融資制度や支援施策に関する情報提供を行うため、「建設産業再生支援インフォメーションセンター」を土木部に設置し、運営しています。

本県の建設業者を取り巻く経営環境は引き続き予断を許さない状況であり、毎年度一定数の相談が寄せられていることから、引き続き、県庁内外の各種支援機関などと情報を共有し、各種の情報提供を幅広く行う相談窓口として建設業者からの相談に応じていきます。

○ 建設産業再生支援インフォメーションセンターホームページ：

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/5737/saiseishien/index.html>

##### ③ 地域の多様な主体との連携強化

働き方改革や生産性の向上に向けた取組を加速化していくためには、これまでの経営発想や手法にとらわれない、新しい視点と挑戦意欲に立脚した経営者の意識改革が必要不可欠です。

さらに、人口減少社会が進展する中で、県民の安全・安心や地域の経済成長に貢献していくという建設産業が担う役割を将来にわたって続けていくためには、担い手不足や資材高騰など、目まぐるしく変化する経営環境に対応し、企業自らが、きめ細やかなコスト管理の徹底など財務体質を強化し、個々の企業の得意分野や経営資源を踏まえ、自らの将来を展望したうえで、労働者の良好な就労環境の確保を図

りつつ、人材育成や設備投資などの確な経営方針を立てて健全な経営を実現していくことが求められています。

このような地域に貢献する優良な建設業者を育成・支援していくためには、国や地元市町はもとより、担い手の供給主体である教育機関、経営の支援主体である金融機関など、地域の多様な主体と、建設産業の必要性に係る認識を共有したうえで連携を図っていく必要があります。

このため、教育機関や金融機関など、地域の関係機関との情報共有等を図るとともに、本章 1（3）に掲げる組織などを活用した施策展開に努めていきます。

#### ④ 災害発生時の対応

県民の生命と財産を守るため、地域の建設業者は、災害発生時に最前線で活動することが期待されています。

このため、県や市町では、建設関係団体との間で協定を締結し、災害発生時に応急対応できる体制を整えるとともに、毎年、合同訓練パトロールを実施する等、日ごろからの備えにも取り組んでいきます。

なお、平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害の際には、建設関係団体との間で締結した協定を発動し、地域の建設業者に被災地の最前線で応急復旧に当たっていただいたところであり、この災害における対応を踏まえ、課題や問題点等の検証を行うとともに、協定の実効性を向上させるための検討を進めながら、必要な見直しを図っており、引き続き、建設関係団体と連携の上、災害応急対策の実施体制の強化に努めていきます。

また、災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる一方で、透明性、公平性の確保に努めることも必要となります。このため、県では、大規模災害に備え、発災時に早期の復旧に取り組むための入札契約方式選定の基本的な考え方を予め共有することを目的として、地方自治体では全国初の取組として「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を策定し、平成 30 年 7 月 1 日から適用を開始しました。本ガイドラインは、西日本豪雨災害からの早期復興に向けて活用していたものであり、また、この災害における対応等を踏まえ、必要な見直しを図っています。

さらに、令和 4 年度からは、大規模災害時における応急復旧工事の受注者の意向に応じて、人員及び資機材の調達に必要な資金調達の円滑化を支援するため、迅速な前金払を行うことを目的とした暫定契約（特約条項付き契約）を新たに導入したところであり、引き続き、入札契約方式選定等の透明性、公平性を確保とあわせて、災害復旧工事の早期発注等、応急対策の実施体制の強化に努めていきます。

加えて、建設業者が被災しても速やかに業務を再開させる建設業 B C P（事業継続計画）の策定を支援しています。令和 5 年 4 月時点で県内の 234 業者が既に策定を終えており、引き続き、建設業 B C P を策定する業者の拡大を図っていきます。

○ 「えひめ建設業 B C P 等に関する各種お知らせ」 ホームページ：

[https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp\\_index.html](https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp_index.html)

## ⑤ 県民の暮らしを支える社会資本整備等の推進

安全・安心な地域づくりや地方創生に必要な社会資本整備、特に、県民の命を守るための防災・減災対策には、引き続き最優先で取り組んでいくこととし、国の交付金の活用など、予算の確保に努めていきます。

また、高度経済成長期に整備された多くの社会資本が老朽化していることから、今後は、既存施設の維持管理に加え、施設の延命化に向けた点検・更新などの役割も求められているため、建設関係団体、大学、国土交通省、市町及び県等の連携により開講されている、「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）養成講座」において、既存の社会資本のメンテナンスに係る高度な知識を持つ技術者の育成を支援していきます。

県民の安全・安心な暮らしを支えていくため、限られた予算の中でも、効果的、効率的な社会資本整備等の推進に努めていきます。

## （２）社会的責任と役割

### ①不良・不適格業者の排除

暴力団関係事業者などの不良・不適格業者を放置することは、適正な受注競争や工事の品質確保の支障になるだけでなく、建設産業の健全な発展と発注者保護を阻害することにつながります。

このため、県では「愛媛県暴力団排除条例」に基づき、愛媛県警察と連携し建設業許可を行う際に暴力団関係者でないことの確認を行っているほか、県発注工事等への暴力団等の不当介入を阻止するため、県発注工事の入札にあたっては、暴力団関係事業者の入札参加資格を認めておらず、また、契約後に請負業者又はその役員等が暴力団等と関係があると明らかになった場合には、契約を解除することとしています。

また、請負業者や下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合の県への報告及び警察への届出を義務づけるとともに、下請等の工事関係者が多い大規模工事においては、請負業者に暴力団等排除組織の設置を求め、県、警察等関係者が参画して工事の円滑な実施を図っていきます。

建設産業が、県民から信頼される魅力ある産業となるため、引き続き、不良・不適格業者の排除を徹底していきます。

### ② 適正な元請・下請関係の構築

建設業の生産システムは、元請である総合工事業と下請である専門工事業とによる分業関係を基本として成り立っていますが、過度な重層下請構造は、下請契約の片務性や間接経費の増加等、不合理となることも指摘されています。

国は、建設業を持続可能なものにしていくために、「適切な労務費などの確保や賃金行き渡りの担保」に向けた対策が必要であるとして、建設業法等の制度改正の検討を本格化させています。

元請企業と下請企業は、対等な協力者としてそれぞれの役割と責任を明確にするとともに、関係法令等の遵守や就労環境の改善などに努める必要があります。県では、今後の国の動きを見据えながら、県発注工事に係る下請状況等の調査を目的と

した立入検査の実施など、あらゆる機会を捉えて適正な元請・下請関係の確認と必要な指導に取り組みます。

○ 国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」ホームページ：

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

### ③ コーポレートガバナンス・コンプライアンス体制の確立

県内では、依然として、建設業法等関係法令に係る違反や労働災害等が発生しており、必ずしも建設産業に対する県民の信頼が十分に得られているとは言えない状況にあります。建設産業が魅力あふれる産業となり、将来にわたって担い手を確保していくためには、個々の業者が、コーポレートガバナンス（企業統治）・コンプライアンス（法令遵守）体制を確立するとともに、建設産業に携わる全ての人々が自覚を持って、法令遵守はもとより、建設業者に求められる社会的責任を果たしていく必要があります。

このため、県では、建設業法や労働安全衛生法など関係法令の遵守に関する「建設業法令遵守ガイドライン」などを活用した指導の徹底や、労働基準監督署等関係機関と連携したパトロールの実施などに取り組むほか、不正行為や労働災害事故を発生させた建設業者に対しては、法令に基づく監督処分や入札参加資格停止措置を実施するとともに、「建設工事紛争審査会」や建設業に係る法令違反の通報窓口である「駆け込みホットライン」の活用も呼びかけるなど、引き続き、建設産業が社会的責任と役割を果たすための取組に努めていきます。